児童手当が変わります！

●問い合わせ
児童課　内線145

大きな変更点は２つ

①「現況届」が原則不要に

現況届とは、前年の所得の状況と６月１日現在の児童の養育状況などを確認するためのものです。令和４年度分から提出義務が見直され、原則提出不要となります。

ただし、次の方は引き続き現況届の提出が必要となりますので、児童課に提出をお願いします。現況届の提出がない場合、６月分以降の手当を受給することができなくなります。

【現況届の提出が必要な方】

- ６月１日現在で配偶者と離婚協議中の方（いわゆる同居父母）
- 対象児童が留学中の方
- 住民票上の住所地以外の市町村で受給しているDV 避難者の方
- 戸籍および住民票に記載のない児童（いわゆる無戸籍児）に係る一般受給者の方
- 施設等受給者の方
- その他、現況届の提出が必要と判断された方

②「特例給付」に所得上限が設けられます

児童手当の所得制限を超えた方でも特例給付として、児童１人につき一律5,000円（月額）の支給があります。令和４年10月支給分（令和４年６月分）より、特例給付に所得上限が適用されます。所得上限を超え、特例給付の対象外となった受給者は、児童手当などの受給資格を喪失します。

●所得上限

扶養親族などの数	児童手当の所得上限	特例給付の所得上限
０人	622万円	858万円
１人	660万円	896万円
２人	698万円	934万円
３人	736万円	972万円
４人	774万円	1,010万円
	児童手当の所得上限を超える方は、児童1人につき、一律5,000円の支給	特例給付の所得上限を超える方は、児童手当の受給資格なし

※扶養親族などの数が５人以上の場合の限度額は、１人につき38万円が加算された額

児童手当制度概要

家庭などにおける生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としています。

●対　象

町内在住で、中学３年生（15歳になった後の最初の３月31日）までの児童を養育している方

●申請が必要な方

①子どもが生まれた方
②他の市区町村から転入した方
③養育している子どもの住所が変わった方
④公務員になった方、公務員でなくなった方
⑤加入している健康保険が変更になった方

●支給額

児童の年齢	支給額（月額／１人）
3歳未満	15,000円
3歳～小学生	10,000円（第3子以降は15,000円）
中学生	10,000円

※第１子、第２子の数え方は、18歳に達した後、最初の３月31日を迎えていない年齢までの児童の人数を、年齢が上の児童から順に数える

●申請期限　６月30日（木）まで

●支給日

児童手当は、原則、申請した月の翌月分から支給されます。ただし、出生日や転出予定日（異動日）が月末に近い場合、申請が翌月になっても異動日の翌日から15日以内の申請であれば、申請月から支給します。申請が遅れると、遅れた月分の手当を受けられなくなることがあります。ご注意ください。

支給日	内　訳
６月10日（金）	２月～５月（４か月分）
10月７日（金）	６月～９月（４か月分）
令和５年２月10日（金）	10月～令和５年１月（４か月分）

●寄　付

児童手当の全部または一部の支給を受けずに、本町に寄付することができます。詳細は問い合わせ先へ